

運 営 規 則

第1条（目 的）

本規則は、三浦外洋セリングクラブの会則（以下会則と言う）を補完し、同クラブの円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（役員等の選出）

本クラブの役員およびフリートキャプテンの選出は次の手続きにより行う。

1. 理事ならびにフリートキャプテンはフリートにおいて選挙により選出する。
2. 選出する理事の総数は、選挙実施年の前年12月31日現在の正会員数15名に1名を目安とする。各フリートから選出する理事の数は、所属正会員比率に合わせるが、小数点以下は切り上げる。
3. 理事の選挙において、立候補者の数が前項の定員を超えない場合には、理事は無投票で選出することができる。
4. 理事の選挙において、立候補者の数が前項の定員に達しない場合には、理事は欠員の儘とし、爾後、その欠員を当該フリートは補充することができる。但し、理事の欠員の補充については第1項および第3項を準用し、選出する。
5. 監事は、フリートキャプテンの推薦により、各フリートから1名選出する。

第3条（会長・副会長の選任）

1. 会長および副会長は、理事会において、理事の中から互選により選任する。
2. 会長は、会則15条第1項により再任する場合を除き、同一フリートから連続して選任することはできない。
3. 副会長は、各フリートから1名選任する。但し、会長所属のフリートは除かれる。

第4条（入会金・年会費・基金・その他の料金）

本クラブの正会員は入会金・年会費・基金・その他の料金を納入しなければならない。

- (1) 入 会 金： 4, 0 0 0円
- (2) 年 会 費： 4, 0 0 0円
- (3) 基 金： 1, 0 0 0円
- (4) その他の料金： 別途定める施行細則による。

但し、名誉会員および賛助会員については、上記1号・2号・3号ならびにJ S A F登録料は免除される。

附 則

1. 本規則は平成15年6月13日より施行する。
2. 本規則の施行日において三浦外洋セーリングクラブの常任委員および監事は、第2条の規定にかかわらず、本規則による理事および監事に就任するものとする。
3. 本規則改正を平成27年5月総会議決により発効するものとする。